

公 表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定に基づき随時
監査（工事監査）を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次
のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 1 日

岩倉市監査委員 内 藤 充
岩倉市監査委員 伊 藤 隆 信

工事監査結果報告書

監査対象工事 夢さくら公園整備工事（完全週休2日制工事）

監査実施日 令和3年1月13日（水）

監査場所 岩倉市役所監査委員事務局室及び工事現場

監査概要 この監査は、工事の契約書、設計書、関係法令等に基づき適正に施工されているかについて、関係書類の検査及び工事現場の調査を行うとともに、関係職員からの説明を聴取することにより実施した。

なお、監査にあたっては、専門的知識を必要とする技術面において、公益社団法人 大阪技術振興協会の協力を得て実施した。

この監査は、岩倉市監査基準に準拠している。

文書中の下線部は、

_____：留意事項

.....：今後に向けての検討要望事項である。

夢さくら公園整備工事（完全週休2日制工事）

1 工事内容説明者

調査出席者

建設部	部長			片岡和浩
〃	都市整備課	課長		西村忠寿
〃	〃	整備グループ	主幹	田中伸行
〃	〃	〃	主任	太田貴之
〃	〃	〃	技師	井上秀和
総務部	行政課	契約検査グループ	主幹	竹安誠

工事受注者 関戸工業株式会社

代表取締役

関戸誠

現場代理人（主任技術者）

関戸辰正

2 工事概要

(1) 工事場所 岩倉市八剣町地内

(2) 工事内容

整備を実施している場所は、旧学校給食センター跡地（約2,000m²）である。

この跡地の利活用について、平成29年度に市民参加条例に基づく市民討議会を実施し、提案された案を基に、健康促進とふれあいコミュニケーションが図れ、多目的な用途で使用可能な公園とすることを決定した。

平成30年度に基本設計、令和元年度に詳細設計及び旧学校給食センター解体工事を実施し、令和2年度に工事着手したものの。

(3) 工事概要

アスファルト系舗装工	A=509 m ²
照明灯	N=3 基
遊具組立設置工	N=5 基
植栽工	N=662 本
園路縁石工	L=491 m
時計台	N=1 基
水飲み場工	N=1 基
ベンチ・テーブル工	N=4 基

(4) 工事受注者

関戸工業株式会社

[第1回目で落札]

(制限付一般競争入札「総合評価落札方式」(10者)、予定価格事前公表、電子入札)

(5) 設計及び工事監理

設計：玉野総合コンサルタント株式会社

工事監理：直営

(6) 事業費

設計金額(税込) 61,338,200円

契約金額(税込) 58,300,000円(うち消費税及び地方消費税5,300,000円)

(7) 工事期間

令和2年9月10日から令和3年3月31日まで

(8) 進捗状況(令和2年12月末日現在)

計画出来高 17.06% 実施出来高 14.11%(計画より2.95%遅い)

(9) 工事監督職員

統括監督職員 西村 忠寿(建設部都市整備課長)

主任監督職員 田中 伸行(建設部都市整備課整備グループ主幹)

専任監督職員 井上 秀和(建設部都市整備課整備グループ技師)

3 調査所見

3-1 書類関係

(1) 金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている(地方自治法第234条の2)。契約保証金については、「岩倉市公共工事請負契約約款」に基づき適正である。

5,830,000円

【東日本建設業保証株式会社：契約金額の1/10以上】

(2) 「岩倉市公共事業に要する経費の前金払取扱要綱」に基づき、前払金保証については、契約約款通りであり適正であった。

23,300,000円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の40%以内】

(3) 入札状況について

・公告日 : 令和2年8月3日

・参加申込期間 : 令和2年8月3日～令和2年8月24日

・入札受付 : 令和2年8月25日～令和2年8月26日

・開封・開札日　：令和２年８月２７日

本工事は、「岩倉市一般競争入札実施要領」、「岩倉市総合評価落札方式競争入札実施要綱」、「岩倉市予定価格等公表事務取扱要領」及び「岩倉市電子入札実施要綱」に基づき、適正に執行されていた。

見積り期間は、「令和２年８月４日（公告翌日）～令和２年８月２６日」（２３日間）あり、建設業法第２０条第３項、建設業法施行令第６条第１項に規定された必要な見積り期間（予定価格が５,０００万円以上の工事については、１５日以上）は確保されて適正であった。

（４）契約関係書類

工事請負契約書は、「岩倉市公共工事請負契約約款」を添付し適正に作成されていた。

（５）現場代理人及び主任技術者届、工事下請負届等

「現場代理人及び主任技術者届」は適正に整備されていた。

「施工体系図」、「工事下請負届」は共に整備されていた。

施工体系図を作成し、下請負人の技術者資格の写しと共に整理され、見やすくファイリングされていた。

（６）監督職員通知

建設業法第１９条の２第２項の規定により工事受注者に書面で通知し適正であった。

本工事に指名されている監督職員は、「岩倉市工事監督要領」に準拠していた。

（７）建設業退職金共済制度

受注者は、建設業退職金共済制度^{※１}に加入している。しかし、共済証紙は、未購入であった。自社退職金制度があり、また、下請負業者からも証紙交付辞退の申入届が提出されていた。下請負業者から共済証紙交付辞退の申入れがあった場合には、本当に共済証紙が不必要であるか等の確認をお願いします。

※１ 建設業退職金共済制度は、建設工事に従事する労働者のために、中小企業退職金共済法に基づき創設された制度で、建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては、建設業の振興と発展に寄与することを目的として創設された退職金制度である。

建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度となっている。

※ 「愛知県土木工事現場必携（令和2年4月）」より

建設業退職金共済制度（以下、建退共）への加入が必要な場合、同制度に請負者は加入する。
対象となる労働者の数と日数を把握し、証紙を必要枚数購入する。

建退共に加入した場合、請負者は監督員へ掛金収納書を提出しなければならない。ただし、自社及び下請負会社全ての作業員に対しての退職金制度がある場合は必要ない。

(1) 掛金収納書：請負者から監督員へ提出

(2) 建設業退職金共済証紙貼り付け状況報告書等、配布枚数が確認できる書類（受け払い簿等）：
監督員から請求があった場合、提示

(3) 標準仕様書第1編 1-1-49

(4) 契約後1ヶ月以内に提出（例外措置あり。詳しくは以下の注意事項を参照のこと）

<注意事項>

(1) 建設業退職金制度に加入している場合、標識を掲示する。

→ 様式は、建退共支部で交付を受ける。

(2) 掛金収納書を契約締結後1ヶ月以内に提出できない場合は？

→ 提出できない理由（作業員の数確定しない等）、提出が可能となる時期を書面に
監督員へ提出。様式は請負者の任意。また、社印等は必要無い。

(3) 他工事で余っている証紙を活用したい場合は？

→ 愛知県が発注した他工事において、購入した証紙であれば使用を認める。ただし、その
場合は、残数、愛知県が発注した他工事により購入したことが明らかでなければならない。
監督員が確認し、使用を認める。

また、新たに購入した証紙での掛金収納書を提出する場合、他工事で購入した枚数を書面
にして提出する。

例：購入した工事での掛金収納書（購入した枚数）と、貼り付け状況報告書（使用した枚数）
を請負者に提示してもらう。（購入した枚数－使用した枚数で、余っている枚数が分かる。）

※上記「注意事項（3）」において、本市の建設工事においては、岩倉市又は岩倉市水道事業が発注した他工事において購入した共済証紙に限り使用を認める取扱いとする旨、平成31年3月22日付で行政課長より通知されている。（平成31年4月1日以降に契約を締結する建設工事から適用）

(8) 工事保険契約

建設工事保険・賠償責任保険加入証明書（控え）を確認し適正であったが、労働基準監督署への提出（適用事業報告書等）の控えを提出させることが望ましい。

3-2 設計・積算に関する書類

(1) 設計に関する書類

ア 設計方針

幅広い年齢層の地域住民が日常的に交流できるよう、芝生広場を中心とした公園整備を行い、五条川沿いには日常的な健康づくりや憩いの場として、歩行者が気軽に利用できるような健康器具を設置する。また、事務所棟は築年数も浅いことから、休憩施設として利用できるように改修を行う。

イ 設計について

詳細設計は「玉野総合コンサルタント株式会社」が実施しており、「(仮称)多目的交流広場詳細設計業務報告書(令和2年3月)」を確認した。

健康促進とふれあいコミュニケーションが図れ、多目的な用途で使用可能な公園計画設計となっており、適正であった。

【実施設計に使用した基準、指針】

図書の内容	発行年月	著者
工事標準仕様書(土木・農地関係)	令和元年度	愛知県
都市公園技術標準解説書	平成31年度	日本公園緑地協会
アスファルト舗装要綱	平成12年2月	日本道路協会
建築設備設計基準	平成27年9月	公共建築協会
愛知県安全なまちづくり条例、道路、公園、自動車駐車場等に関する防犯上の指針	平成19年4月	愛知県
道路構造の手引き	平成23年4月	愛知県
都市公園技術標準解説書	令和元年7月	日本公園緑地協会
道路土工要綱	平成21年度	日本道路協会
人にやさしい街づくりの推進に関する条例	平成25年6月	愛知県
移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	平成25年3月	岩倉市

(2) 積算に関する書類

ア コスト縮減

- ・目隠しフェンス比較検討
- ・屋上防水の改修工法比較検討(既存事務所棟)

イ 工事積算

積算基準は、愛知県建設局発行の「積算基準及び歩掛表(その1)(その2)」に基づくシステムを導入し、市販刊行物の「積算資料」「建設物価」「建築コスト情報」「建築施工単価」「土木施工単価」により適正に算出されていた。

物価資料によらない場合は、3社以上から見積りを徴収し、上下30%の範囲内の平均見積価格を本工事採用単価とし、適正であった。

- ①公的単価(物価資料、積算資料等)
- ②個別特別調査(遊具施設)
- ③見積り(3社平均)

ウ 設計書の照査方法

照査技術者による照査を実施した。

工事発注時において、図面及び数量、設計書の整合確認を実施した。

エ 設計内訳書

内容的に問題はなく、適正に作成整備されていた。

積算体系、単価適用年月（令和2年7月1日）が設計書に記載され、根拠が明確であった。

【積算参考図書】

図書の名称	発行年月日	著者
愛知県積算基準及び歩掛表(その1)	令和元年10月	愛知県建設局
愛知県積算基準及び歩掛表(その2)	令和元年10月	愛知県建設局
令和2年度設計単価表	令和2年7月	愛知県建設局
積算資料	令和2年7月	経済調査会
建設物価	令和2年7月	建設物価調査会
建築コスト情報	令和2年7月	建設物価調査会
建築施工単価	令和2年7月	経済調査会
土木施工単価	令和2年7月	経済調査会
土木工事標準積算基準書	令和2年7月	建設物価調査会
土木・造園工事積算要領	令和元年10月	都市再生機構
業者見積り	令和2年7月	各社

3-3 施工に関する書類

(1) 現場代理人及び主任技術者等

「現場代理人及び主任技術者届」、契約段階の工程表などは契約後5日以内に適正に提出させていた。

(2) 関係諸官庁への届出

「特定建設作業実施届出書（岩倉市長）」「道路使用許可証（江南警察署長）」「工事届出書（岩倉市消防長）」等必要な手続きは的確に実施され、関連書類も適正に整備・保存されていた。

(3) 工事カルテ

工事カルテの作成と（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）のCORINS（工事实績情報システム）登録は行われており、関連書類は適正に整備・保管されていた。

(4) 施工体系図及び施工体制台帳

施工体系図及び施工体制台帳は、全建統一様式に基づき適切に提出していた。
なお、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第 15 条、「建設業」法第 24 条の 8 及び「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成 3 年 2 月 5 日付け建設省建設経済局長通知）により元方事業者からの下請契約の状況を確認しておく必要がある。

【参考】

施工体制台帳の記載内容と添付書類（建設業法施行規則第 14 条の 2）

- 公共工事では、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければならない。
- 公共工事においては、平成 27 年 4 月 1 日以降契約を行った工事で、工事を施工するために下請契約を行った場合には、施工体制台帳を作成しなければならない。
- 工事中は、工事現場に備え置くことが義務づけられている。
- 公共工事の場合は、写しを発注者へ提出することが義務づけられている。（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条）
- 帳簿の添付書類として、工事完了後は 5 年間（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては 10 年間）保存することが義務づけられている。（建設業法第 40 条の 3、同施行規則第 26 条、第 28 条）

【参考】

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 30 号）により建設業法の一部が改正され、令和 2 年 10 月 1 日から施行された。この改正に伴い、次のように改められた。

・工事現場に標識を掲げる義務について、発注者から直接請け負った工事のみを対象とすることとし、下請の建設業者については掲示を要しないこととされた。従って、今後の掲示方法について、岩倉市として統一し、周知させることが望ましい。

・施工体制台帳に「作業員名簿」の添付が義務化され、特定建設業の許可を受けた者に対し作成と現場への据え置きを義務付けられた。これに伴い「社会保険に加入に関する下請指導ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が改訂され、作業員の建設キャリアアップシステム（CCUS）への登録を促進し、社会保険の加入状況を効率的に確認することが可能になった。これにより、CCUS の登録情報に基づき作成した作業員名簿で、技能者の社会保険加入状況を確認することを原則化された。これにより、社会保険の標準報酬決定通知書等による確認が不要となる。

・ガイドラインの改訂により、元請企業は下請企業に対し、従業員を雇っていない個人事業主（一人親方）との関係を記載した再下請通知書及び請負契約書の提出を求め、一人親方を記載した適切な施工体制台帳・施工体系図を作成し、社会保険の加入情報の記載の真正性を確保できるようにした。一人親方は、法令上、社会保険の加入義務がない。個人事業主のため働き方改革関連法に基づく年次有給休暇の取得義務や、時間外労働の罰則付き上限規制なども適用されない。このため本来雇用すべき技能者の一人親方化を図る動きがある。

・このほか作業員の適切な保険加入が確認できない場合は、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めない取扱いを徹底すべきであるが、改訂後のガイドラインにおいては、例外的に現場入場できる「特段の理由」の具体的なケースが列挙された。また、一人親方については、実態が雇用労働者であれば早期に雇用関係を締結し、適切な社会保険に加入させることを求めている。

(5) 工程管理

施工計画に実施工程表が作成、提出され整備されていた。実施工程表には出来高数値（曲線グラフ）を書き込みリンクさせ、工程管理は適正であった。

(6) 履行報告書

前月までの履行状況を毎月5日までに実施工程表により提出させていた。

計画出来高と実施出来高は工程表で色分けし、適切に進捗出来高数値を把握していた。

(7) 施工計画書

作業手順に従い施工計画を記載し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう適切に作成していた。

緊急時の「大雨」「強風」「地震時」等の記載項目は、「具体的数値」を記載させ対応させることが望ましい。また、緊急時の作業員の避難場所も関係者の見やすい位置に掲示し、作業員に周知させることが望ましい。（例：現場掲示板等に掲示）

【参考】

◆労働安全衛生法では、悪天候時及び地震後の作業規制を決めている。

(労働基準局の通達で次のようになっている)

強風	10分間の平均風速が毎秒10メートル以上
大雨	1回の降雨量が50ミリメートル以上
大雪	1回の降雪量が25センチメートル以上
中震以上の地震	震度階級4以上
暴風	瞬間風速が毎秒30メートルを超える風

参考（現場掲示板等イメージ）

作 業 中 止 基 準	
大 雨	1回の降雨量が50mm以上 河川水位の状況（水位の変化）
強 風	10m/s以上（10分間の平均）
地 震	震度4以上
その他	警報が発令された時
〇〇工事株式会社	

(8) 事前測量成果

工事着手後の「事前測量成果結果」が確認できなかったので提出させること。
施工に際し基準点からの仮ベンチマーク等を設置している。

(9) 工事材料関係の書類

使用材料承認願などは、工事受注者から監督職員に提出され、適正に整備されていた。監査日までに計4回（27材料）提出していた。

工事に使用する材料の品質規格に関する資料は、工事受注者から監督職員に提出させ、適正に整備・保管されていた。また、指定材料の外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料も同様に提出させ適正であった。

(10) 打合せに関する書類

関係者協議や打合せは適時に実施されており、関係書類も整備・保管されていた。

3-4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」及び「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」などを遵守した再生資源利用（促進）計画書及び実施書は適正であった。

・「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」

工事ID 11511663 一般財団法人 日本建設情報総合センター

(2) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者との契約など適正に実施されていた。

(3) 産業廃棄物処理業者との契約書の保管整理が適切に実施されていた。産業廃棄物管理票（マニフェスト）は工事完了後に整理し、写し及び集計表を提出するとのことである。

(4) 受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第5条第2項に規定する事業者である。工事完成後は速やかに「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を利用し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、電子媒体にて提出されたい。

※「COBRIS」（Construction Byproducts Resource Information interchange System）

- ・工事発注者、排出事業者、処理事業者間の情報交換を行うシステム。
- ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」（ラージリサイクル法）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）により義務づけられている書類の作成を電算上で行うことによって、記入者の負担の軽減等を図る。
- ・建設リサイクル法の趣旨を踏まえて、建設廃棄物の計画的な再資源化と再生材の利用を推進する。
- ・建設副産物にかかわる需給バランスの確保、適正処理の推進、リサイクルの推進が目的。

3-5 安全管理に関する事項

(1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図等は整備されていた。

(2) 作業員への安全管理は、毎日のツールボックスミーティング及びKY（危険予知）活動記録で周知徹底がなされていた。

(3) 建設機械に有資格者・取扱者名を明示させること。

【建設機械施工安全マニュアルー国土交通省 総合政策局建設施工企画課】
建設機械の使用・取扱いにあたっては、その機械に定められた有資格者・取扱者以外での使用を禁止し、当該建設機械には有資格者・取扱者を明示する。

(4) 機械等の持ち込み状況の把握

元方事業者は、関係請負人による労働災害のおそれのある機械（防爆構造の電気機械器具、車両系荷役運搬機械、車両系建設機械等）の持ち込み状況の把握を行う必要があり、定期自主検査、作業開始前点検等を確実に実施させて頂きたい。

【参考】

協力業者が作成する安全書類や作業所毎の作業員情報の管理については、従来から効率化や合理化が求められてきた。安全書類（通称：グリーンファイル）は、一般社団法人全国建設業協会において「全建統一様式」が制定されておりこの書式を用いる場合が多い。

例えば、労働安全衛生法に関わる主な安全書類は、①作業員名簿、②免許、資格証の写、③持込機械等（移動式クレーン、車両系建設機械等）使用届、④持込機械等（電動工具、電気溶接機

等) 使用届、⑤危険物・有害物持込使用届、⑥火気使用願、⑦安全衛生管理計画書等がある。

4 現場施工状況調査における所見

- (1) 工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して問題は認められなかった。
- (2) 現場が、道路と接する箇所に「関係者以外立入禁止」を分かりやすく表示を
すること。

工事現場周辺の危害防止（工事区域の立入防止）

立入防止施設は、子供等第三者が容易に侵入できない構造とし、併設した看板、照明器具等は保守管理を行うこと。

【土木工事安全施工技術指針第2章第2節 工事現場周辺の危害防止】

- (3) 使用材料の置き場明示と養生について

敷地内に今後、使用材が搬入される。また、本工事への地域住民の意識も高い。よって、使用材料置き場を明確に明示し、適切な養生を行うこと。

- (4) 五条川沿いの出入りについては、「出入口」を設置し出入りすること。

(ダイヤル施錠できるようにすることが望ましい。)

- (5) 建設業法等による工事現場掲示物「愛知県土木工事現場必携 1-13 (5)」より

ア 掲示物の記載方法等について、請負業者への指導徹底をお願いします。

イ 掲示場所について、「公衆の見やすい場所」と「工事関係労働者の見やすい場所」を区別すること。(次ページの表を参照)

ウ 解体等工事の事前調査結果が掲示されていない。(次ページの表の **部分**)

【大気汚染防止法第18条の17】

参考（掲示物イメージ）

大気汚染防止法第18条の17第1項による調査結果について	
大気汚染防止法第18条の17第1項による調査結果を同法同条第4項の規定により掲示します。	
(請負者) 住	所 岩倉市〇〇〇〇
名	称 〇〇建設株式会社
代表者氏名	代表取締役 〇〇〇〇
1 調査を行った者	現場代理人 〇〇〇〇
2 調査を終了した年月日	令和〇年〇月〇日
3 調査の方法	設計図書による確認、現場確認
4 調査の結果	<input type="checkbox"/> 当該解体等工事が特定工事に該当する (特定建築材料の種類：) <input type="checkbox"/> 当該解体等工事が特定工事に該当しません。

建設業法等により工事現場への掲示が必要な許可票等（愛知県土木工事現場必携）

掲示するもの	掲示場所	対象工事等	摘要
建設業の許可票	公衆の見やすい場所	下請負人を含む全ての建設業者	建設業法第 40 条 同法施行規則第 25 条
施工体系図	工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所	下請負契約を締結した場合	建設業法第 24 条の 7 第 4 項 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条 標準仕様書 p1-9 第 1 編 1-1-12 第 2 項
再下請負通知書の提出案内 注)	工事現場の下請負人が見やすい場所	施工体制台帳作成対象の工事	建設業法施行規則第 14 条の 3 第 1 項
建設リサイクル法通知済ステッカー	工事現場の標識など公衆が見やすい場所	同ステッカーを監督員から受領した工事	標準仕様書 p1-14 第 1 編 1-1-21 第 7 項
労災保険関係成立票	労働者に見やすい場所	全ての工事	労働者災害補償保険法施行規則第 49 条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第 77 条
「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識	工事現場または事業場内	建設業退職金共済制度に該当する工事	標準仕様書 p 1-42 第 1 編 1-1-49 第 5 項
作業主任者一覧表	関係労働者が見やすい箇所	作業主任者を選任しなければならない工事	労働安全衛生規則第 18 条 作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を記載
解体等工事の事前調査結果	工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所	建築物等の解体、改築、補修作業を伴う工事	大気汚染防止法第 18 条の 7 石綿障害予防規則第 3 条

注) 再下請負通知書の提出案内の工事現場への掲示文例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション／△△営業所（注 1）まで、建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)第 14 条の 4 に規定する再下請負通知書を提出して下さい。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

（注 1）提出すべき場所を明確に記載すること

5 技術調査全般

工事監査により、書類の検査、工事実施状況を確認した。

今回の監査は、サンプリング監査であり細部まで検証できなかったが、各種届出書や施工計画、工事報告書など工事監督職員による施工管理（工程内検査、施工段階確認検査）も適切に実施されていた。

今後も、工程の段階ごとに必要な書類の作成や検査等を、チェックシートなどを活用することで遺漏のないように実施し、効率的で適正な管理をされたい。

発注者は指導的立場により、適切な指示・指導を行い、受注者は地域貢献活動など地元とのコミュニケーションを図り、第三者災害のないよう施工中及び工事終了後の安全管理の徹底をすることにより無事故・無災害での完成をお願いする。

以上